

地籍調査は土地の基礎調査である。

調査する事項は、1筆ごとの土地について地番、地目、境界の調査と登記簿に記載された所有者に関する確認と併せて境界の測量及び面積の測定であり、その結果は地図及び簿冊としてとりまとめられる。調査の範囲は、日本全国のあらゆる地目の土地におよんでいる。

その地図を地籍図といい、あらゆる土地の1筆ごとの境界を、基準点に基づき近代的測量技術をもって、極めて正確に測量して、1/250から1/5,000までの地図に編集され、その地図上の1筆ごとの土地の境界点の地球上に占める位置が明らかにされるので、災害等により、現地における土地の境界が不明になっても、この地図により、その境界を現地に復元する能力を有するものである。

また、その簿冊を地籍簿といい、その様式は土地登記簿の表題部と同じ内容で、1筆ごとの土地の所在、地番、地目、面積、所有者につき調査確認の結果記載したものである。

これらの地籍図及び地籍簿の写は登記所に送付され、土地台帳及び登記簿の表題部の記載が改められる。この場合、登録税その他の費用は一切かからないこととなっている。

